三　当該被共済者について法第三十一条の三第一項の移換が行われている場合　当該被共済者に支給すべき退職金の額のうち当該移換を受けなかつたものとみなして算定した額

四　（略）

3　（略）

（解約手当金の減額）

第三十条　法第十六条第二項ただし書の規定により解約手当金を支給する場合における同条第四項の規定による解約手当金の減額は、当該支給すべき解約手当金の額（当該被共済者について法第三十一条の三第一項の移換が行われている場合にあつては、当該移換を受けなかつたものとみなして算定して得られる額に限る。）に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額以下の額によつて行うものとする。

一・二　（略）

2　その掛金につき法第二十三条第一項の規定に基づく減額の措置が講ぜられた共済契約が、法第八条第二項第一号又は第三項第一号に該当することを理由として解除された場合に解約手当金を支給するとき（法第三十一条の四第三項の規定により支給するときを除く。）における法第十六条第四項の規定による解約手当金の減額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額によつて行うものとする。

一　過去勤務掛金が納付されたことのない共済契約が解除された場合　次のいずれか少ない額

イ　（略）

ロ　法第十六条第三項の規定により準用する法第十条第二項の規定により当該共済契約に係る解約手当金の額として算定して得られる額（当該被共済者について法第三十一条の三第一項の移換が行われている場合にあつては、当該移換を受けなかつたものとみなして算定して得られる額に限る。）に百分の三十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

二　過去勤務掛金が納付されたことのある共済契約が解除された場合　次のイからハまでのうち最も少ない額

イ　（略）

ロ　法第二十九条第三項の規定により当該共済契約に係る解約手当金の額として算定して得られる額（当該被共済者について法第三十一条の三第一項の移換が行われている場合にあつては、当該移換を受けなかつたものとみなして算定して得られる額に限る。ハにおいて「解約手当金額」という。）に百分の三十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

ハ　（略）

（法第十七条第一項の厚生労働省令で定める要件）

第三十一条　法第十七条第一項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号に掲げる制度の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号。以下「令」という。）第三条第一号の確定給付企業年金（以下「確定給付企業年金」という。）　次のイからハまでのいずれにも該当すること。

イ　法第八条第二項第二号の規定により解除された共済契約の被共済者の全てを確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第四項に規定する加入者（以下「加入者」という。）とするものであること。

（新設）

三　（略）

3　（略）

（解約手当金の減額）

第三十条　法第十六条第二項ただし書の規定により解約手当金を支給する場合における同条第四項の規定による解約手当金の減額は、当該支給すべき解約手当金の額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額以下の額によつて行うものとする。

一・二　（略）

2　その掛金につき法第二十三条第一項の規定に基づく減額の措置が講ぜられた共済契約が、法第八条第二項第一号又は第三項第一号に該当することを理由として解除された場合に解約手当金を支給するときにおける法第十六条第四項の規定による解約手当金の減額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額によつて行うものとする。

一　過去勤務掛金が納付されたことのない共済契約が解除された場合　次のいずれか少ない額

イ　（略）

ロ　法第十六条第三項の規定により準用する法第十条第二項の規定により当該共済契約に係る解約手当金の額として算定して得られる額に百分の三十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

二　過去勤務掛金が納付されたことのある共済契約が解除された場合　次のイからハまでのうち最も少ない額

イ　（略）

ロ　法第二十九条第三項の規定により当該共済契約に係る解約手当金の額として算定して得られる額（ハにおいて「解約手当金額」という。）に百分の三十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

ハ　（略）

（法第十七条第一項の厚生労働省令で定める要件）

第三十一条　法第十七条第一項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号に掲げる制度の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号。以下「令」という。）第三条第一号の確定給付企業年金（以下「確定給付企業年金」という。）　次のイからハまでのいずれにも該当すること。

イ　法第八条第二項第二号の規定により解除された共済契約の被共済者の全てを確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第四項に規定する加入者とするものであること。